

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
の適正性に関する確認書

2025 年 11 月 4 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 殿

(申請会社)

会 社 名 株式会社インテリックスホールディングス
代 表 者 の 代表取締役社長
役 職
氏 名 俊成 誠司

(提出会社)

会 社 名 株式会社インテリックス
代 表 者 の 代表取締役社長
役 職
氏名(署名) 俊成 誠司



株式会社インテリックスの代表取締役社長である俊成誠司は、株式会社インテリックスホールディングスの新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に不実の記載がないものと認識しております。

なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は、次のとおりであります。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に準拠して、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の作成においては、業務分担と責任部署が明確になっており、適切な業務体制が構築されております。
3. 提出会社では、定期的開催されている定例取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況等が適切に報告されるとともに、重要な経営事項に関する審議及び意思決定が行われています。
4. 提出会社では、監査役が、取締役会への出席、監査役監査の実施、日常の情報収集等を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適切に行われていることを確認しております。
5. 提出会社では、内部監査部門が、他の組織から独立して内部管理体制の適正性や有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況等について、その結果を代表取締役に報告しております。

以 上